

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (文部科学三三)
- 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(同三四)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産五一)
- 建設業法施行規則の一部を改正する省令(国土交通七一)
- 〔告示〕
- 不当品類及び不当表示防止法第六條第一項の規定に基づき排除命令をした件(公正取引委一六)
- 日本国に帰化を許可する件(法務二九〇)
- 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(厚生労働二一六)
- 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同二一七)
- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(同二一八)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品についての登録認定機関及び登録外国認定機関を登録した件(農林水産八一四)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があつた件(同八一五)
- 生系の輸入に係る調整等に関する法律第十條第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を定められた件(同八一六)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通七七)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件(同七七二)
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 財務省
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 関東地方整備局公示(関東地方整備局)

八 五 五 四 八 六 六 五 八

〔資料〕

閣議決定等事項
四半期別GDP速報(一次速報)(平成十五年一〜三ヶ月)(内閣府)

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、供託金払渡に対する異議申出方、無縁墳墓等改葬、職員の休職処分
の無効関係
裁判所
押収物還付、相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
地域振興整備公団、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
会社その他
会社決算公告

省令

○文部科学省令第三十三号
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年五月二十九日
文部科学大臣 遠山 敦子
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十二年文部省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項の次に次の一項を加える。

10 改正法による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第六條別表第四の規定により情報又は福祉の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法の施行日以後にそれぞれ改正法附則第二項第一号に掲げる数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業若しくは水産の教科若しくは第七項に掲げる情報技術若しくは情報処理の事項(以下「情報関連教科」という。)又は同法附則第三項に掲げる公民、看護若しくは家庭の教科(以下「福祉関連教科」という。)について、新法又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百八号)の規定により免許状の授与又は交付を受け、かつ、それぞれ第六項又は第八項に規定する現職教員等講習会を修了したものであるときは、新法施行規則第五章の規定にかかわらず、当該現職教員等講習会を新法第六條別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定する講習とみなし、新法施行規則第四條の表第一欄に掲げる情報又は福祉の教科の種類に応じて第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得したものとみなすことができる。この場合において、その者が、情報関連教科又は福祉関連教科の免許状の授与又は交付を受けた後、それぞれ情報関連教科若しくは情報又は福祉の教科又は福祉関連教科若しくは福祉の教科の教授を担当する教員として三年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものときは、その者が修得している情報関連教科又は福祉関連教科に係る教科の指導法の単位をもってそれぞれ情報又は福祉の教科に係る教科の指導法について四単位を修得したものとみなすことができる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。